



令和3年度財政指標を公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)では、毎年度、前年度の決算を議会に提出した後、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と、公営企業会計の資金不足比率を公表することが義務付けられています。

令和3年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

問い合わせ先
役場企画財政課財政係
☎(86)1134[直通]

○『財政指標』とは

決算数値から自治体の財政状況を測る「ものさし」のようなものです。財政状況をどのような観点に立って測るかによって、さまざまな指標があります。

健全化判断比率

【実質赤字比率】

各年度の経営状況を示す指標で、一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な状態で収入が見込まれる自治体の一般財源の規模(標準財政規模)に占める比率を表します。

本町においては、実質赤字比率は算定されませんでした。

【連結実質赤字比率】

実質赤字比率が一般会計などの実質的な赤字額であるのに対し、こちらは自治体のすべての会計を通じた赤字額が、標準財政規模に占める比率を表しています。

本町においては、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

【実質公債費比率】

自治体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3

カ年の平均で示されます。公債費とは、自治体が発行した町債の元本の返済や利息の支払いなどに要する経費です。

本町の実質公債費比率は8.5%となり、早期健全化基準25%を大きく下回っています。

【将来負担比率】

自治体が将来に支出しなければならぬ財政負担が、標準財政規模の何倍にあたるかを示す指標です。

本町の将来負担比率は1.8%となり、早期健全化基準(350.0%)を大きく下回っています。

【資金不足比率】

簡易水道や下水道事業などの公営企業ごとの各年度の経営状況を示す指標で、各公営企業の資金の不足額が各企業の事業の規模(料金収入の規模)に占める比率を表し、経営健全化基準は20%となります。

本町の公営企業の資金不足比率は算定されませんでした。

長島町の令和3年度決算に基づく各指標

健全化判断比率	令和3年度指標	令和2年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—*	—*	14.62%	20.0%
連結実質赤字比率	—*	—*	14.62%	30.0%
実質公債費比率	8.5%	8.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	1.8%	4.1%	350.0%	

※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない(「—」で表記している)ものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

○各指標の基準

各指標の基準をサッカーに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」以上となると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に

取り組まなければなりません。同様に「財政再生基準」以上となると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。